

障害者差別に係る相談内容（令和6年度）の公表について

1 概要

「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」（以下、「条例」という。）第16条^{※1}による取り組みの一環として、事例の共有を通じて、障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方等に係る共通認識の形成を図ることを目的に、令和7年3月より障害者差別に係る相談内容を公表している。

令和6年度相談事例について、令和7年11月に開催した令和7年度第1回仙台市障害者差別相談調整委員会にて報告を行い、令和7年12月に公表した（別添資料5-2）。

※1 条例第16条（R5.10.1施行）

市は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、事業者及び市民に対し、当該情報の提供を行うよう努めるものとする。

2 公表方法

（1）市ホームページに年度毎に掲載

【掲載ホームページ】

- ・「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」

<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/shogai/torikumi/torikumi/jore.html>



- ・「障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル」

<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/shogai/shien/sodan/dial.html>



（2）本協議会にて条例に基づく取組み内容として報告

3 公表する差別相談事案の基準

（1）公表する事案

- ・各区・宮城総合支所障害高齢課及び障害企画課が相手方との調整を行った事案。^{※2}
- ・事業者等の合理的配慮の提供等に関する問い合わせ及び好事例。^{※2 ※3}

※2 個人情報や相手方情報を削除した最小限の情報を公表。

※3 令和6年度分（令和7年12月公表）より追加。

(2) 非公表とする事案

- ・相手方との調整を行っていない事案（相談者が相手方との調整を希望しなかった場合等）。
- ・相手方との調整を行った事案であっても、個人情報や相手方情報が特定される恐れがある等、公表することが適切ではない特別な理由がある事案。

4 公表する項目

相談内容種別	①不当な差別的取扱い ②合理的配慮の不提供 ③その他
障害当事者	性別、障害種別
分野	①福祉サービス ②医療 ③商品・サービス ④教育 ⑤雇用 ⑥建物・交通 ⑦不動産 ⑧情報・意思疎通
相談者	①本人 ②家族・親族 ③支援者 ④行政機関等 ⑤事業者 ⑥その他
相手方	①行政機関等 ②事業者 ③その他
相談・問い合わせ内容 ^{※4}	相談・問い合わせ内容を要約したもの
調整・対応内容 ^{※4}	本市の調整・対応内容を要約したもの

※4 個人情報や相手方情報などが特定されることがないように 100 字から 150 字程度で要約

5 公表までの過程及び令和8年度スケジュール

【令和7年度（令和6年度相談事例公表）】

- ・令和7年11月 令和7年度第1回仙台市障害者差別相談調整委員会にて令和6年度相談事例を報告
- ・令和7年12月 市ホームページにて公表
- ・令和8年2月 令和7年度第3回仙台市障害者施策推進協議会にて報告

【令和8年度（令和7年度相談事例公表）】

- ・令和8年11月頃 令和8年度仙台市障害者差別相談調整委員会にて令和7年度相談事例を報告
市ホームページにて公表
- ・令和8年11月以降 直近の仙台市障害者施策推進協議会にて報告